

(21) 財団法人 鳥取県教育文化財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成17年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
19人	58,362千円	6,482千円	23,256千円	88,100千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

行政職（平成18年度財団給料表新設）			調査員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
226,544円	244,144円	54歳	279,130円	319,930円	32歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年後	備考	
行政職	大学卒	159,700円	166,000円	
	高校卒	124,900円	129,000円	
調査員	大学卒(博士)	253,600円	272,500円	県の規定に準ずる。
	大学卒(修士)	211,700円	227,700円	〃
	大学卒	190,500円	202,500円	〃

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
調査員	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	(支給割合)			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1.4月分	0.725月分	
	1 2 月期	1.6月分	0.725月分	
	計	3.0月分	1.45月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (県派遣職員のみ適用)			
	(平成17年度実績)			
	区 分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額
	6 月期	10,915,542円	1 9 人	574,502円
	1 2 月期	12,340,721円	1 9 人	649,512円
	計	23,256,263円	—	1,224,014円
退職手当	平成18年度から中小企業退職金共済事業との間に退職金共済契約を締結し、財団法人鳥取県教育文化財団退職金規程を新設（ただし、役員・県職OBは除く。） (平成17年度実績)			
	支給総額	支給職員数	1 人 当 たり 平均支給額	
	93,270,103円	1 5 人	6,218,007円	
	(4 条適用者 42,123,750円)	(3 人)	(14,041,250円)	
	(5 条適用者 47,935,273円)	(3 人)	(15,978,424円)	
	(注) 1 () 内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した一般職員に支給された平均額です。			
時間外勤務 手当 (県の規定に準ずる)	年 度	支給総額	支給対象 職 員 数	1 人 当 たり 平均支給年額
	平成17年度	2,043,429円	1 4 人	145,959円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
	(平成17年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,963,500円	10人	16,363円	
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
	(平成17年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,062,000円	8人	11,063円	
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急 行料金等の2分の1の額（1月当 たり2万円を上限とする。ただし、特 別急行列車の場合は上限なし。）	
		（平成17年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,413,200円	17人	6,927円

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当		備 考
理 事 長	180,000円	6月期	180,000円	
		12月期	180,000円	

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	対象職員	変 更 後	変 更 前
給 料	役員を除く職員	財団給料表を新設 (県派遣職員については県の給料表に準ずる) (財団給料表の概要) 1 級(事務・技術職員) 117,000円～285,400円 2 級(主任事務・主任技術職員) 196,000円～327,900円 3 級(主任事務・主任技術職員、主幹) 212,100円～343,400円 4 級(主幹、次長) 230,700円～384,200円 5 級(事務局長、館長) 248,000円～393,800円 ※一定年齢到達により上限有り 県OB職員 156,600円～214,200円	県の規定に準ずる。
退職手当	役員・県職OBを除く職員	中小企業退職金共済事業との間に退職金共済契約を締結し、財団法人鳥取県教育文化財団退職金規程を新設。	県の規定に準ずる。

(2) 適用日

平成18年4月1日